

平成31年 4 月 森町議会臨時会会議録

1 招集日時 平成31年4月25日(木) 午後1時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成31年4月25日(木) 午後1時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
6番議員	小澤哲夫	7番議員	吉筋恵治
8番議員	中根幸男	9番議員	鈴木托治
10番議員	西田彰	11番議員	亀澤進
12番議員	山本俊康		

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松成弘
防災監	小島行雄	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課長	山下浩子	住民生活課長	富田正治

保健福祉課長	平田章浩	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	村松達雄
上下水道課長	岡本教夫	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	松浦博	病院事務局長	高木純一
会計管理者	古川敏勝		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉雅文

10 会議に付した事件

- 議案第29号 森町監査委員の選任について
- 議案第30号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第31号 森町税条例の一部を改正する条例について
- 常任委員の選任
- 常任委員会委員長及び副委員長の選任
- 議会運営委員の選任
- 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任
- 中遠広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の補欠選挙
- 袋井市森町広域行政組合議会議員の補欠選挙
- 太田川原野谷川治水水防組合議会議員の補欠選挙
- 中東遠看護専門学校組合議会議員の補欠選挙
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

< 議事の経過 >

議 長	<p>(亀澤 進 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、 ただいまから平成31年4月、森町議会臨時会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p>
-----	---

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、3番中根信一郎君及び4番岡野豊君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第29号森町監査委員の選任についてを議題とします。

本案については、吉筋恵治君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、同君の退場を求めます。

(退 場)

議長 (亀澤 進 君) 職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第29号「森町監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。町の監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条第2項の規定に基づき森町監査委員条例で2人と定めております。また選任につきましては、同法第196条第1項の規定により普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する者1人、及び議員のうちから1人を議会の同意を得て選任することになっております。

今回の提案は、議員である鈴木托治氏の監査委員辞職に伴い議員のうちから選任するものとして、吉筋恵治氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。吉筋恵治氏は議員として各

種委員会の委員も務められ町の行政にも精通し監査委員として適任者であると存じますので、議会の同意を頂きますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 (亀澤 進 君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第29号「森町監査委員の選任について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第29号「森町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

吉筋恵治君の入場を許します。

(入 場)

議長 (亀澤 進 君) ただいま、森町監査委員に同意された吉筋恵治君が、議場におられますので、同意の告知をいたします。

日程第4、議案第30号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただいま上程されました議案第30号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成31年度地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令が、平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、これに関連する、森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

平成31年度地方税制改正の主な内容としましては、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅と自動車に対する税制上の支援策を講ずるとともに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直しや、経済取引の多様化等を踏まえた、納税環境の整備等を行うものであります。なお平成31年度地方税法の改正による法施行日が、平成31年4月1日、平成31年6月1日及び平成31年10月1日以降と分かれており、今回の専決処分については、施行日が平成31年4月1日のものであり、施行日が平成31年6月1日のものにつきましては、議案第31号において提案させていただいております。また平成31年10月1日施行以降の改正部分につきましては、今後提案させていただく予定であります。

それでは、各条例についてご説明いたします。始めに、「森町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。3点ございますが、1点目は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用を10年間から13年間に、3年間延長し、平成45年度分の、個人の町民税までとし、また、その適用については、納税通知が、送達されるときまでに提出された申告書に、住宅借入金等特別税額控除に関する事項等記載があること等の要件を不要とするもの

であります。

2点目は、河川法に規定する、高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため、使用された土地の上に建築されていた家屋について、移転補償金を受けた者が、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に、当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税について、最初の5年度間、当該家屋に係る固定資産税額を減額するものであります。

3点目は、平成31年度及び平成32年度に新車新規登録を受けた、3輪以上の軽自動車で、排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、対象基準を見直した上で、その翌年度に税率を軽減することとした現行の特例措置を、2年間延長するものであります。

次に森町都市計画税条例の一部を改正する条例について申し上げます。今回の改正は地方税法の改正に合わせて、引用法令に項ずれが生じているため、修正を行うものであります。

最後に森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。2点ございますが、1点目は国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、58万円から61万円に引き上げるものであります。2点目は低所得者に対する、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減対象世帯においては、275千円から280千円に、2割軽減対象世帯においては500千円から510千円に引き上げるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長

(亀澤 進 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君) 今説明のありました一点、河川の関係をもうちょっと詳しく説明をお願いします。

議 長 (亀澤 進 君) 税務課長。

税務課長 (山下 浩子 君) 税務課長です。ただいまのご質問についてお答えします。ただいまのご質問は高規格堤防に係る特例措置についてだと思われかもしれませんが、高規格堤防というのは、大都市の人口や資産が集積する、ゼロメートル地帯に密集した市街地にある河川において、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するために、幅の広い緩傾斜堤防を整備するものであります。この高規格堤防の整備の用に供する建物に建築されている家屋について、移転補償金を受けた者が、その土地に取得する代替家屋に係る固定資産税について、特例措置が創設されました。これは高規格堤防の整備により、土地の評価額が上昇するとともに、家屋の新築により家屋の評価額も上昇し、土地・家屋ともに固定資産税及び都市計画税が増額するという経済的負担が生じるために、住民等の負担軽減のための措置として、この特例措置が創設されました。この期間につきましては、先ほど申し上げましたように、提案理由にもありましたが、平成31年4月1日から34年3月31日までとしております。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全員)

議 長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第30号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第31号「森町税条例の一部を改正する条例について」

て」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀 澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第31号「森町税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

ふるさと納税制度は、平成20年度の制度創設以来、ふるさとや地方団体の様々な取り組みを応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みとして、地方団体において、人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限に活用し、地域経済を活性化させていく上で重要な役割を果たしております。しかしながら、一部地方団体においては、過度な返礼品を送付する等、ふるさと納税制度の趣旨を歪めているとの指摘がなされております。こうした中、平成31年度地方税制改正により、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの下で、ふるさと納税制度を適正に実施している地方団体を総務大臣が指定する、ふるさと納税指定制度が創設されます。この指定を受けた地方団体に寄付金を支出した場合に、寄付金税額控除が受けられることとなり、この寄付金税額控除は平成31年6月1日以降に支出された寄付金から適用されます。本案はこの平成31年度地方税制改正により、ふるさと納税に係る指定制度が創設されることに伴い、森町税条例の寄付金税額控除に係る条文の改正を行うものであります。以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 (亀 澤 進 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山本俊康君。

12番議員 (山 本 俊 康 君) 今説明をいただきましたが、今回のこの改正については、ふるさと納税の新たな対応ということで、中身を見

ますと、字句の修正というですかね、それが主だというふうには思いますが、それについて、字句の修正が主だということのことで解釈してよろしいでしょうか。

議 長
企画財政
課 長

(亀澤 進 君) 企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。今回改正内容を、字句の修正が主かということをございます。基本的には、これまで国の技術的な助言ということで、ふるさと納税につきましては、返礼品の見直し等を行うよう要請を行ってきたというところですが、この度、この制度を法制化するという整理をしたというところをございます。返礼品は寄附額の3割以下とするとか、あるいは地場産品に限る。これは以前から指導の方で言われていたことということをございます。今回新たに、この法改正に伴いまして、ふるさと納税の募集経費、ふるさと納税の募集を適正に実施をするということが、新たに付け加えられたというところが、字句修正プラスこの募集を適正に実施すること、という要件が一つ付け加わったということをございます。以上です。

議 長
12番議員

(亀澤 進 君) 12番、山本俊康君。

(山本俊康 君) 主には字句だというようなことの中ですが、その中で今回のこの修正のところを見ますと、新旧対照表の方が見やすいかなというふうにも思いますので、町条例の一部を改正する条例の新旧対照表一番最後の方の、1ページから3ページまでのところをございますが、そのまず1ページのところに、現行では2段目のところに「場合においては」これを「には」に変更をしている。そして3ページのところに行っても、9条の2、最後の方の下から3番目の所についての「においては」を「には」に変えてるということですが、この「においては」を「には」に変更する、そう大きな意味合いの相違がないような気がするわけですが、この「おいては」を「には」に変える、改めるこの意図、ちょっとその内容を今一度説明をしていただければありがたいわけですが。

議 長

(亀澤 進 君) 税務課長。

税務課長 (山下浩子 君) 税務課長です。ただいまのご質問にお答えします。森町の税条例の一部改正にあたっては、国の準則に基づき、条例を作成しております。今回地方税法の一部改正及び税条例の改正令では用語の改正が行われていたために、それに準じた改正を行いました。解釈に大きな相違が生じるものではないと思われまので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 12番、山本俊康君。

12番議員 (山本俊康 君) 毎回こういう字句の改正については、上位法の方から、改正があればそういう通達が来て、その準則に則って、町の方の条例も今までも変えてきたというようなことだということには思ひますが、今回はこの町条例の一部だということの中で今回この文字を変えていくということなんです、この「においては」と「には」の変更については、この町条例の一部だけなのか、あと他にもいろいろ町の中の条例、上位法から来る、都市計画税であったりいろいろなものが多分あると思うわけですが、今回はこの、森町、町条例だけの変更だということなのか、まだ他にもその他の条例の中で、こういう文言を使ってるものがある。あれば変えるのか、そこらへんが今回はたまたま税条例だけの改正がされたのか、そこら辺ちょっと、まだ他の条例も多分そういうものも使ってるところもあるかもしれないわけですが、そういうところについても変えるのか変えないのか、そこだけちょっと最後にお願ひします

議 長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 山本議員おっしゃるように、この「おいては」を「には」に訂正するというような事例としては、おそらく他の町にあります条例の中にも、数多くあると思ひます。ただその部分だけを取り上げて、そのために条例改正をするということは、今までも行っておりません。他の項ずれであるとか、あるいは内容を変更する改正に伴って、そういった字句も合わせて改正をしていくということで、今回も改正をさせていただいております。ですので今後も、他に条例改正の必要のある箇所がある場合には、その際合

わせて字句の改正も行っていくという方向でなっていくのではないかと思います

議長

(亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

7 番、吉筋恵治君。

7 番議員

(吉筋恵治 君) 今提案をされているこの条項に、これからする質問がそれに合ってるのか合っていないのかちょっと私もはかりかねているので、もし違うようでしたらお答えはいただかなくても結構です。町長のご提案のように、今までのふるさと納税の趣旨と違う趣旨があってこういう法改正がなされる。6月からされるということでございます。今までふるさと納税にはいろんな地域、いろんな自治体で行われて、それぞれのいろんな問題が起こっております。今まではその法令というかこの案件について罰則規定というのはなかったと思うのですが、今後この条例が総務省から出された場合は、今分かってる段階で、そういう何らかの法的な罰則というのがどのようにあるのか、もしそういうことが適切であればお答えをいただきたいと思います。

議長

(亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長

(佐藤嘉彦 君) 企画財政課長です。罰則の有無についてのご質問ですが、今回、ふるさと納税制度そのものが法制化されたということに伴いまして、法制化するにあたり、指定基準というものを国の方で設けております。先ほどの回答と少し重複しますが、例えば寄附金返礼品というのは、寄附額の3割以下とすることであることとか、地場産品に限ることと、それから先ほどのふるさと納税の募集を適正に行うことと、そういった内容が指定基準の内容になっておりますが、この指定基準を守らない地方自治体、地方団体につきましては、一定期間、その指定団体から外れるということになりまして、その場合、指定団体から外れた自治体に対する寄附、これについては、ふるさと納税による税控除、特例分という部分ですが、これが受けられなくなるということが生じております。ですので罰則という言葉が適切かどうかちょっとわかりませんが、寄附者

のメリットがなくなってしまうというような効果が発生をすると、現時点では整理をしております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 施行期日でございますけども、1条では6月1日から施行する。その次に経過措置として2条において、令和2年度以降、来年の年度分ということですけども、そうすると施行が来年でもいいのではないかと思ってしまうのですけども、ここは提出するこの案件も、まだ後でもいいとちよっと思うんですが、この辺のところの違いはどのように捉えればよろしいでしょうか。

議長 (亀澤 進 君) 企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。附則の、例えば第2条の令和2年度以降のという言葉の意味なんですが、これつきましては対象が、平成31年の対象分について、という意味でございますので、第1条の附則と第2条の間に時間的な差があるというわけではございません。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第31号「森町税条例の一部を改正する条例について」については原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

議 長 (午後 2時 3分 ~ 午後 2時15分 休憩)
(亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。その前に先ほど、専決処分の議案のところ、専決処分の報告承認を求めることについて、事務局の朗読の方で、「平成31年4月25日」というところで止まっておりましたが、その後に「提出」という文言が入りますので、「4月25日提出」ということになります。よろしくお願ひします。

日程第6、「常任委員の選任」を行います。
お諮りします。

常任委員の選任については、森町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)
議 長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

日程第7「常任委員会の委員長及び副委員長の選任」を行います。
お諮りします。

各常任委員会の委員長及び副委員長の選任については、森町議会委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)
議 長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員会の各委員長及び副委員長は、お手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

日程第8、「議会運営委員の選任」を行います。
お諮りします。

議会運営委員の選任については、森町議会委員会条例第7条第1

項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名したい
と思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり、
選任することに決定しました。

日程第9「議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、森町議
会委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配りました名
簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、お手元に
配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

日程第10、「中遠広域事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によっ
て、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中遠広域事務組合議会議員に西田彰君及び岡野豊君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、中遠広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました西田彰君及び岡野豊君が中遠広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました西田彰君及び岡野豊君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第11、「養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
養護老人ホームとよおか管理組合議会議員に小澤哲夫君を指名します。
お諮りします。
ただいま、議長が指名した者を、養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、ただいま指名しました小澤哲夫君が養護老人ホームとよおか管理組合議会議員に当選されました。
ただいま、当選されました小澤哲夫君が議場におられます。
森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第12、「袋井市森町広域行政組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。

袋井市森町広域行政組合議会議員に鈴木托治君及び中根幸男君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、袋井市森町広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました鈴木托治君及び中根幸男君が袋井市森町広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました鈴木托治君及び中根幸男君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第13、「太田川原野谷川治水水防組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

太田川原野谷川治水水防組合議会議員に山本俊康君及び吉筋恵治

君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、太田川原野谷川治水水防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました山本俊康君及び吉筋恵治君が太田川原野谷川治水水防組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました山本俊康君及び吉筋恵治君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第14、「中東遠看護専門学校組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中東遠看護専門学校組合議会議員に中根信一郎君及び岡戸章夫君を指名します。

議長

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、中東遠看護専門学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました中根信一郎君及び岡戸章夫君が中東遠看護専門学校組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました中根信一郎君及び岡戸章夫君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年4月森町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時28分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成31年4月25日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上